





- 7 戦災者を援護すること
- 8 工業を振興すること
- 9 国民の教育水準を引上げること
- 10 輸送を円滑にすること
- 11 治安を維持すること
- 12 国際的信用を獲得すること

問題別 調査総数	種別		年 齢 別	性 別	職 業 別					
	総 数	年 齢 別			農 商 者	俸 給 者	勤 勞 者	其 他		
二〇問ノ一	七	一	三 一 二	三 一 二	一	一	一	一	一	一
二	一	一	三 一 二	三 一 二	一	一	一	一	一	一
三	一	一	二 一	二 一	一	一	一	一	一	一
四	一〇	一	二 四	二 四	一	一	一	一	一	一
五	九	一	一 三	一 三	一	一	一	一	一	一
六	一	一	三 二	三 二	一	一	一	一	一	一
七										
八	四		三 二	三 二	一	一	一	一	一	一
九	二		二 一	二 一	一	一	一	一	一	一
一〇	三		三 二	三 二	一	一	一	一	一	一

- 1 復員軍人に定職を与へること
- 2 沈滞した町村の気風を刷新すること
- 3 治安を回復すること
- 4 米の供出を促進すること
- 5 町村民の教養施設を作ること
- 6 部落設備を作ること
- 7 町村長以下の復員を交代させること
- 8 青年学校を整備すること
- 9 農業会の組織をかへること
- 10 町村民の生活を合理化すること
- 11 産業を興すこと

一	一								
二	二								
三	三								
四	四								
五	五								
六	六								
七	七								
八	八								
九	九								
一〇	一〇								

問題別 調査総数	種別		年 齢 別	性 別	職 業 別				
	総 数	年 齢 別			農 商 者	俸 給 者	勤 勞 者	其 他	
三三	一	一	二 六	三 三	一	一	一	一	一



中地方事務所長

各町村長  
 学校長

憲法精神普及徹底指導者講習会開催について

曩に公布せられた新憲法精神の普及徹底を図り県民生活のうちに深く浸透せしめ民主的文化日本の急速な実現を期する為標記講習会左記に依り実施せらるゝ事になりましたので貴職に於て適格者推薦の上受講せしめられたい

記

憲法精神普及徹底指導者講習会開催要項

一 趣 旨

社会教育係官並に社会教育関係団体指導者層を一同に会し新憲法精神の真諦を把握せしめんとする

二 受講者

社会教育係官並に関係係官、婦人団体、母親学校、青年団体、産

業団体、其の他一般有識者等の指導者たるべきもの

三 開催場所並日程は左表の通り

会 場	参加範囲	期日及時間	講師
横浜第一高女校	横浜市五〇名	三月二十八日	
未 定	川崎市	三月三十日	

大津国民学校 横須賀市 三月二十七日

金目村国民学校 中地方事務所管下 三月二十七日

鎌倉御成国民学校 高座鎌倉地方事務所  
 藤沢市湘南中学 管下 三月二十八日

小田原市本町国民学校 足柄下 三月二十九日

未 定 足柄上 三月三十日

厚木国民学校 愛 甲 三月二十八日

中野 ” 津久井 ” 三月二十九日

三崎 ” 三 浦 ” 三月三十日

(大山町役場「庶務書類」(昭和二十一年)伊勢原市役所蔵)

一七三 憲法普及に関する実施事項および計画案

中学第一二三号

昭和二十二年四月二十一日

中地方事務所長

市町村長 中等学校校長  
 小学校長 青年学校校長

憲法普及に関する実施事項及八月迄の計画案

標記の件に関し憲法普及会神奈川県支部から左記の通り通知がありましたから市町村並に各学校におかれては新憲法精神普及徹底のため特別の御協力と御参加を願ひたい

記

実施事項及八月迄の計画案(四・一六)

憲法普及会神奈川県支部

月次	事項	備考
一	1 第一回世話人会(廿八日)	
二	1 憲法講演会……講師金森国務大臣(七日) 2 戸塚区に於ける講演会(十一日)	
三	1 成田町に於ける憲法普及会主催講習会に県下各地方より廿六名出席(一日……五日迄) 2 選挙に関する標語募集(ノ切一五日) 全 3 結果発表(廿日) 4 県下に於て実施の純潔教育に併せ行ふ 憲法講演(十五日より十五回) 5 県下の母親学級(二五)に於ける新憲法講演(二五回) 6 選挙に関するポスター募集(ノ切廿五日)	純潔教育は社会教育課主催のもの 母親学級は県社会教育課指導のもの
四	1 選挙ポスター当選発表 2 新憲法図解 複製 3 第二回世話人会(十六日) 4 論文募集並に新憲法施行記念週間事項発表(十七日)	詳細は別紙

五	1 新憲法施行記念週間(自五・三至五・九) 2 支部主催新憲法普及徹底指導者講習会(県下三箇所にて) 3 知識層を対象とする講演会(県下数箇所) 4 論文ノ切(三十一日) 5 青年団、婦人会その他の団体に於ける座談会討論会	詳細は別紙 講師は中央より 一会場二日の予定 講演会は六月にも亘る予定 結果発表 六月三十日 六、七、八月に亘る
六	1 各学校を中心として実施する新憲法講演会 2 青年団、婦人会其の他の団体に於ける講演会	講師は五月施行の指導者講習会に出席したる各学校の職員を主とする七、八月に亘る 講師は主として五月施行の指導者講習会出席せる団、会の幹部、七、八月に亘る
七	1 六月よりの継続事項(六の1・2)	(大山町役場「庶務書類」(昭和二十一年)伊勢原市役所蔵)
	5 純潔教育併せ行ふ新憲法講演(二十一回) 6 憲法講演会(鎌倉)(五月に延期) 講師 金森国務大臣	

一 憲法施行記念週間

新憲法施行記念週間

憲法普及会神奈川県支部

一期 日

自 昭和二十二年五月三日

至 ” 五月九日

二 実施事項

1 (一) 記念講演会 一回 支部主催

イ 日 時 五月五日 午後一時より全四時迄

ロ 場 所 横浜市内

ハ 講 師 中央より招へい

ニ 聴講者 一般市民、各学校教職員及青年会婦人会等の

幹部

ホ 備考

(二) 都合によつては映画、演芸等を加ふ ○各官衙に於ける

記念式典

2 各学校(小中)に於ける行事 各学校主催

イ 記念式典挙行

ロ 新憲法講演会(事情の許す限り)

ハ 記念体育会、記念音楽会、記念学芸会、記念展らん会等各  
学校の事情に即したものを開催する

ニ 標語による宣伝

学校生徒、児童の考案によるもの或は他の標語を清書し学  
校、劇場、街頭、店頭、車内等に掲出する

3 新憲法施行記念都市訪問、駅伝競走

川崎市出発……………湯ヶ原町決勝 神奈川県体育会、競走

新聞支局と共催

4 青少年団、婦人会及各种団体の行事 各団体主催

講演会、座談会、討論会等の開催

5 新憲法に関する青年弁論大会 神奈川新聞社、神奈川県青

年団連盟と共催 五月八日

6 工場、事業場等に於ける行事

記念体育会、座談会、討論会等の開催

7 各町内、各部落関係行事

イ 五月三日国旗掲揚(マ司令部の許可を得て)

ロ 各町内又部落毎に夫々の自治団体による記念式典挙行

8 記念映画の観覧

イ 憲法普及会本部製作の新憲法に関する映画を一斉封切予定

第1章 政治改革

につき一般に観覧する様態とする

- ロ 各学校の児童生徒に対し前記映画の便宜な観覧方斡旋の予定

9 印刷物配布

- 「解説付憲法条文パンフレット」(各戸に)「民主団体とは」
- 「新憲法早わかり」(二種共各町、各部落に)

10 記念事業

- イ 記念植林
- ロ 記念運動場——各市町村各学校等に於て適宜実施のこと
- ハ 記念図書館
- 各市町村、各学校、各団体に於て公民館の施設の一部として考慮するか単独に創設される
- ニ 県立図書館、新憲法記念館と共に考究したい

論文募集

一 趣旨

新憲法の精神を闡明し更に進んでこれが県民の日常生活の實際に言及する

憲法普及会 神奈川県支部 共催  
神奈川新聞社

二 課題 三部門に分つ

- 1 一般の部 新憲法を論じ県民生活の實際に及ぶ
- 2 中等諸学校の部 新憲法に対する吾等の覚悟
- 3 国民学校の部 私達の新憲法

三 応募規定

- 1 メ 切 昭和廿二年五月三十一日
- 2 結果発表 昭和廿二年六月三十日
- 3 応募点数及分量
  - イ 一般の部 県民一般(点数自由) 六千字(四百字詰)以内
  - ロ 中等学校の部 各中等学校(青年学校も含む) 貳点宛 貳千字(四百字詰)以内
  - ハ 小学校の部 各小学校(五年以上)の 貳点宛 八百字(四百字詰)以内
- 4 原稿 楷書で句読点をつける
- 四 審査員 各部共五名の審査員を委嘱する
- 五 賞金
  - 1 一般の部 一等一名(千円) 二等二名(五百円宛)
  - 三等三名(貳百円宛)
  - 2 中等学校の部 一等一名(三百円程度の品物) 二等二名(貳

- 六 其の他
- 3 小学校の部 一等一名(二百四程度の品物) 二等三名(百四程度の品物) 三等五名(五十程度程度の品物)

1 原稿は神奈川県社会教育課内憲法普及会神奈川県支部宛送附する

尚一般の部は住所氏名職業年齢を学校の部は学校名学年氏名を書く

2 当選論文は新聞紙上に掲載したい

(大山町役場「庶務書類」(昭和二十一年)伊勢原市役所蔵)

以上

二五 憲法施行記念週間行事および憲法に関する論文の募集の件通知

昭和二十二年四月二十三日

足柄下地方事務所長(印)

小学校校長  
各中学校校長  
各市町村長

新憲法施行記念週間行事及新憲法に関する論文の募集に就て

昨年十一月三日公布された新憲法は愈々来る五月三日より実施せら

るゝ事となり文化日本の建設に力強き一步をふみ出すことになりました。就いては憲法普及会神奈川県支部に於て此曠古の盛典を記念し新日本の健全な発展を祝福するために標記の件世話人会の議を経て左記の通り実施する様依頼がございましたので関係各方面に徹底の上これが目的の達成に十分御協力願いたい。

記

一 新憲法施行記念週間行事

別紙の通り<sup>[注]</sup>

特に

2 各官衙に於ける記念式典を夫々盛大に挙行されたい

3 各中小学校に於ける行事は小学校青年学校に対し然るべく連絡の上実施方御取願いたい。

5 青少年団婦人会及各种団体の行事は青少年団に就いては青年団連盟、各都市関係団に又婦人会に就いては横浜市婦人団体連合会、川崎市婦人連盟、新生横須賀市婦人会、神奈川県婦人文化協会には夫々支部より連絡の筈につき御含みの上御配慮願いたい。

8 各町内各部落の自治団体行事は夫々実施方奨励願いたい。

9 記念映画の観覧は一般に対しては適宜の方法により観覧方

懇請されたく各学校の児童生徒に対して適宜の方法で観覧出

来る様幹旋方御願いたしたる。

10 印刷物配布は三種類共週間中に配布の予定で「民主団体とは」「新憲法早わかり」の二種は部数が少い(各町内、部落、団体等に一部)関係上利用方について特に御考慮を煩したる。

11 記念事業中記念植林は

イ 県林務課に苗木の幹旋を申込み、向は次の表に記載の上五月廿日迄に申出られたい(各市、各事務所にて取りまとめの上、中等学校には直接当支部より連絡する)。

市町村字	苗木申込	植林場所 (学校団体別)	植林予定面積樹	種樹苗数量	備考
		市	町	村	字
本	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一

ロ 苗木代は一・五円——三円程度で県より若干の補助ある見込。

ハ 当支部に於て申込の取まどめの上県林務課に申入をなし其の状況に就いては追つて連絡する。

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十二年)箱根町役場蔵)

〔注〕別紙欠。

一七 憲法普及会編「新しい憲法明るい生活」

配付の件通知

昭和二十二年四月二十五日

足柄下地方事務所長(印)

各町村長殿

憲法普及会編パンフレット「新しい憲法明るい生活」

配付の件

憲法普及会編パンフレット「新しい憲法明るい生活」を左記により配付致しますから夫々貴町村各戸に洩れなく配付の上十分之を利用して新憲法精神の普及徹底の一助とされる様御配慮願ひます

尚 五月三日迄に各戸に配付する必要がありますので地方事務所に御出の折学務課より受領せられ度

記

豊川村	三五〇冊	仙石原村	五八〇冊
上府中村	四五〇冊	箱根町	四二〇冊
下府中村	六五〇冊	元箱根村	
下曾我村	七二〇冊	芦ノ湯村	

田島村	二二〇冊	片浦村	六〇〇冊
下中村	六三〇冊	岩村	四八〇冊
前羽村	六三〇冊	真鶴町	一四四〇冊
国府津町	一三六〇冊	福浦村	三三〇冊
酒匂町	一四八〇冊	吉浜町	一一二〇冊
湯本町	八三〇冊	湯河原町	二一三〇冊
温泉村	六〇〇冊		
宮城野村	七六〇冊	計	一五七八〇冊

(湯本町役場「庶務書類」(昭和二十二年)箱根町役場所蔵)

## 一七 憲法討論会要領

「新憲法討論会」の開き方

### 一 趣旨

さきに公布された新憲法にはこれからの日本の進むべき方向と原則とが示されてゐる。国民の一人一人はこの新憲法の精神と内容とを誤りなく理解してそれ々の生活を建設して行かねばならぬが特に新日本の先駆者となるべき青年に於て然りである。新憲法を理解するためには適当な書物に親しんで研究することも必要で

あるが同時にその研究の結果についてみんなの間で討論することが大切なのである。討論はある問題についてみんなが考えているところをお互に述べ会つて正しい結論のために協力することでありそれによつてみんなが偏見のない正しい考へ方を持つことができるばかりでなく新しい見地から一層深い研究をするやう刺戟することゝもなる有数な方法である。

この際青年諸君のグループ(青年団女子青年団或は青年を母胎とする読書会修養会文化会等の青年文化団体など)の間で「新憲法討論会」のような集りが盛んに開かれ新憲法研究の熱が大いに高まつて憲法の線に沿つて物事を民主的に解決する習慣が養われてゐて社会一般に新憲法の精神が日常生活化されるやうになることが望ましい。

### 二 論題

「新憲法討論会」にふすべき論題として凡そ次のやうな問題が考へられてゐる。

- 1 明治憲法は何故に改正されねばならなかつたか
- 2 新憲法と明治憲法とはどのような相違点をもつか
- 3 新憲法の精神はどんな原則に立つてゐるか
- 4 国民主権とはどんなことか天皇の地位についてどう考へるべ

きか

5 戦争放棄の将来はどうなるかもし他国より戦争をしかけられ  
たときはどうすべきか

6 基本的人権とは何か国民の自由と権利とを尊重する結果社会  
の秩序が乱れることはないか

7 新憲法はわれわれの日常生活にどんな関連を持つてゐるか

8 いかによれば新憲法の精神を日常生活化することができるか

### 三 討論の形式

討論会の形式はその議題により参加するものゝ知識や教養の程度  
によりまた中心に立つ司会者の能力によつていろいろの方法があ  
らう。参加者はあまり多人数にならぬ方が望ましく大体五十人内  
外が適当と思はれるから部落会町内会などの狭い範囲で集まつた  
方がよい。

大別して次のような方式をとる場合が多いと思う。

#### (1) 円卓式討論

人数が少く例へば三十人以下のような場合しかもみんなが議題  
について相当の理解を持つてゐる際にはこの方式が一番相応し  
この方式は一人の司会者を中心にして円く座を占めみんなが自  
由に発言し司会者の進行に従つて結論を導く方法であるが参加

者の準備次第で効果をあげることができる。

#### (2) 講義式討論

この方法は(1)の場合よりも人数の多い場合に一人又は数人の講  
師を依頼して一応議題となつてゐる事項について解説を願ひそ  
れが終つたあとで参加者から質してそれを素材として相互に討  
論をすゝめて行くやり方である。この際参加者が前もつて司会  
者の手元まで質問事項を差出し司会者がこれを整理して講師に  
手渡し答へて貰ふこともあり得る。

このほかにいろいろの形式もあらうが「新憲法討論会」ではみ  
んなものが参加するような着意からそれれ独自の形式を工  
夫するのが望ましい。

### 四 指導者について

討論の進行を指導して貰ふために先輩や有識者などを頼む場合  
でも出来るだけ平常指導を願へるような人が望ましいのであるが適  
当な人の見当らぬ場合には他から招いて指導して貰ふことも考へ  
られる。しかしながらこれ等の人々はどこまでも会の進行のため  
に協力的な立場に立つので必要な助言は結構であるが会員の意見  
をその人の考へ通りに導いて行くことのないような注意が必要であ  
らう。

五 準備

(1) 主催者は会の開催に先立ち議題の中心問題となるような点あるいは討論の順序などについて考へておきまた議題に関連する研究事項について簡単な参考資料(例へば憲法の正文など)を準備してみんなが積極的な関心をもつて討論に臨むよう配慮することが必要である。

(2) 予め数名の発言者を指定して置いてこれ等の人々に討論の緒を切つて貰ひその話題を中心として討論をすゝめるようにして活発な討論の空気が生れるように準備することも一方法である。

(3) 会場は殺風景な肩苦しいものにならぬよう座席などもみんなが平等な立場で自由に話し合えるよう留意し黒板や参考書などは必要に応じて準備しておくことが望ましい。

六 司会者として注意すべき事項

(1) 司会者は会の進行と会員の意見発表の取纏めに責任を持つものであるから討論の渦中に入つて流されることなくいつも大処高処から討論の全体に気をくばつて会員が充分その意を尽し正しい討論に進むことが出来るやうな工夫と努力とを払ふことが大切である。

(2) 会員の発言が中心の議題からはずれるような場合には随時に注意し討論がその議題を中心に正しく円滑に進むよう心を配ることが必要である。

(3) 司会者は結論を急いで参加者に充分意を尽させないことのないよう注意したい。

(4) 全然発言しない者のある場合は指名とか質問の形で討論に参加させるよう仕向けることが望ましい。

(5) 参加者が不得要領の議論をする場合でもその意を汲んでその意味を補足したりまた随時にそれまでの意見に一応の締めくくりをつけたりして常に全体が新しい関心を持つて次の議論に発展するように導くべきである。

(6) 解決不能の事項に出会つた時には直ちに結論を与えずなるべく会員相互に解決するように導き又は臨席の指導者の意見をきくとかまた司会者としても研究の後日答えるようにして問題を留保するのがよいであらう。

(7) 結論を導く際にもできるだけ各人の発言の中に含まれた取り上ぐべき点を活かすようにも司会者としては結論までの大要を報告して全員が道筋をはつきり理解できるように留意することが必要である。

六 討論者として注意すべき事項

(1) 討論に際してはいつも寛容の精神を忘れて努めて感情的にならぬようにして故意に枝葉の問題などに揚げ脚をとつたり心にもない罵倒嘲笑などに陥らぬようにする

(2) 意見の発表には自己の経験と事実とに則して率直簡明に述べることゝし余り抽象的な議論に走らぬようにする

(3) 参加者は発言者の言葉をよく聞いて疑問の点があれば理解できざる迄冷静にその真意をたゞし同じ質問や議論などを蒸しかえさぬようにする

(4) 討論中の放心や沈黙は討論が無意義になるし又参加者としての責任を欠くことになるからそのようなことのないやうにする

(5) 全体の協力によつて達した結論や決議に対してはこれを尊重し責任をもつてこれに従う習慣を養うようにする

七 備考

以上は討論のための一つの参考であるが、参加者はこの精神をよく吟味していろいろ研究し最も適切な方法をつくり出して欲しい

い  
(平塚市立第二青年学校「往復文書綴」(昭和二十二年)平塚市教育研究所蔵)  
平塚市第二実務女学校

一七 憲法の普及徹底の件通知

中学第一〇七号

昭和二十二年四月十五日

中地方事務所長

市長 町村長  
国民学校校長  
青年学校校長

新憲法の普及徹底について

憲法の普及徹底については曩に憲法普及会神奈川県支部が発足し既に活発な活動を展開しつゝあり、三月二十七日附中学第七五号にて憲法討論会の開催を奨励するなど極力その実効を期するやうに努めつゝあるのであるが来る五月三日の施行期日を目前に控へ新憲法を普く国民に滲透徹底させることは目下の急務であり、その為には県憲法普及会支部等より委嘱するものゝ外国民自身の自発的活動として憲法普及に関する講座講習会等を更に積極的、効果的に実施されることが望ましいので昭和二十二年度の事業計画を樹立される際にも左記事項を御留意の上新憲法の普及徹底について万遺憾なきを期せられたい。

記

一 憲法普及講座、講習会等は出来るだけ国民の自発的な活動として民間の社会教育団体、文化団体、青年団体、婦人団体等によつて自主的継続的に開催されるよう勸奨されたいこと。

二 「父母と先生の会」については神奈川県第一高等女学校、小田原市本町国民学校にて民間情報教育部の方々の講演会がありましたが「父母と先生の会」の参考資料も後日送附することにして、いますが同会の結成を促進すると共に同会の事業として憲法に関する講座、講習会等を自発的に継続的に開催するよう奨励すること。

三 国民学校等に於ける母親学級、公民館に於ける教養部の事業としても憲法に関する講座を取入れるよう奨励すること。

四 右の講座、講習会等は農閑期、業閑期、殊に夜間等を利用して出来るだけ多数の参加者を得るよう努められ度い。

五 講座等開設に際しては必要な資料を出来るだけ多く作製の上聴取者の便に役し一般にも頒布するよう努めると共に幻燈映画、紙芝居等の利用についても考慮せられたいこと。

六 右の講座、講習会等の経費に関しては成るべく主催者側の負担とすることが望ましいが、市、町、村に於ても補助金を交付するなど出来るだけ援助を与へるよう努められたいこと。

備考

文部省より新憲法普及の資料として「新しい憲法のお話」(小学校五・六年程度)を作製五月上旬頃全国の小学校に頒布する予定であるから一般の講座等に於ても適宜に利用され度いこと。

(平塚市立第二青年学校「往復文書綴」昭和二十二年)平塚市教育研究所蔵  
平塚市第二実務女学校

一五 憲法実施記念郡市対抗駅伝競争第一回打  
合会事項ならびに第二回全日本毎日マラ

ソン大会要項に関する件通知

中学第一三三二号

昭和二十二年四月二十二日

中地方事務所長

市町村長  
青年団長  
青年学校長

憲法実施記念郡市対抗駅伝競争第一回打合事項並に第二回全日本毎日マラソン大会要項に関する件

標記の件に関し本県体育課から別紙の通り通知がありましたので、市町村、青年団体並に各学校におかれては新憲法実施慶祝記念のた

め及び体育振興のため特別の御協力と御参加を願ひ度い

別紙

○憲法実施記念郡市対抗駅伝競走第一回打合せ事項

一期 日 昭和二十二年五月四日(日) 晴雨にかかはらず挙行

一 集合 午前八時三〇分 出発正九時

一 走路 川崎市役所前より湯河原小学校前まで

一 仲継所 大体実施要項の通りですが、藤沢市に於ては藤沢市役

所前(郵便局前)に変更いたします

一 協議事項

1 応援について

a 自動車は川崎より小田原迄は可とするも以後は道路隘少の

ため、応援は遠慮されたい。尚どうしても行かんと希望

あらば全選手通過後行かれない

b 伴走は絶対に不可

2 選手の配置等は各所属チームに於て行はれ度い

3 メムバー交換 二十八日午後一時 県庁体育課

出席者 監督・主将

4 宿泊希望の者は二十八日迄に体育課迄申込れ度し

○第二回 全日本毎日マラソン大会要項 主催(毎日新聞社・日

本陸上競技連盟)

一期 日 五月十八日(日曜日)

一 コース 大阪市東区御堂筋東別院毎日運動場 省線池田駅

(兵庫県) 問往復 二十六マイル四分の一(オリーブ

ピック正式距離)

一 参加資格 年齢職業を問はず 但し日本に国籍を有するもの

一 参加選手 各道府県陸上競技協会より推薦されたる代表選手二

名(本県に於ては一応希望者をたしかめ、それによ

り詮衡する)

一 競技方法 本陸上競技連盟の規約による

一 参加章 参加全選手に記念メダルを授与す

一 表彰 優勝者に優勝楯を授与 なほ十位までを入賞とす

一 旅費宿泊費 代表選手の旅費(都道府県庁所在地より大阪まで)

は片道支給三等 宿泊費として百円主催者側にて補

助す

なお、宿舎は主催者側にて斡旋するが主食は各自携

行のこと

一 集合 五月十七日正午迄に毎日新聞社(大阪本社)三階講堂

一 申込連絡 神奈川県庁内体育課宛 五月五日迄

(平塚市立第二青年学校「往復文書綴」昭和二十二年)平塚市教育研究所蔵)

一八〇 憲法施行記念植林の件通知

昭和二十二年五月八日

中地方事務所長

市町村長 各団体長  
小学校長 中学校長 青年学校長殿

一 新憲法施行記念植林について

標記の事業について県林務課で苗木の斡旋をすることになったので希望各市町村、各種団体、各学校は左記の様式により夫々申込書類を作製、五月十五日迄に当所学務課に御提出願ひ度う

左記

(様式)

苗木申込		各種学校名 団体名	
植林場所 (学校団体別)	植林予定面積	樹種	樹苗数量
市町村 字	町段畝		備考
		本一	一 大体一町歩三千本を要する 来年三月植込予定

備考 苗木代は一・五円―三円程度で若干の補助ある見込  
二 新憲法施行記念週間中の実施事項の報告を各市町村単位にとり

まとめ五月十五日迄に二部当所学務課に御提出願ひ度う

(平塚市立第二青年学校「往復文書綴」昭和二十二年)平塚市教育研究所蔵)

一八一 憲法普及会神奈川県支部主催 憲法精神

普及徹底指導者講習会の件通知

中学第一八一号

昭和二十二年五月二十一日

中地方事務所長

市町村長  
中学校長  
青年学校長殿  
小学校長

憲法普及会 新憲法精神普及徹底指導者講習会開催について  
県支部主催

今回新憲法精神を各町村の町内部落に迄浸透せしむる必要を痛感いたしこれが指導者を養成するため標記講習会を左記要項により実施致すことゝなりましたので適格者御推薦の上受講せしめらるゝ様御配意願ひ度う

追つて 新制中学、青年学校、小学校及青年団、婦人会の出席者

の氏名を当所学務課宛五月底限り報告願ひ度う

記

指導者講習会要項

一 趣旨 県民一般に対し新憲法精神を普及徹底せしめるため指導者を養成するにある

二 受講者 県下各中等新制中学、青年学校、小学校の各学校より一、二名各青年団婦人会その他団体幹部一名以上とする

三 開催場所並に日程

会場	日時	参加範囲	講師	備考
第一会場 横浜 西区岡野 両日共 中学校 午前	五月二十八日 九・三〇 午後 三・〇〇	横浜市、川崎第一 津久井	東大助教授 林茂氏 （近代法律思想について） 午後 東大教授 鷗飼俊成氏 （国民主権内閣論） 第二日 午前 東大教授 有泉亭氏 （基本的人権及家族制度） 午後 東大教授 石井照夫氏 （経済及労働同盟について）	都合により講師に異動あるやも知れない 都合により会場を変更するもよい
第二会場 茅ヶ崎 第一小学校 時刻 全第一会場 鎌倉市、愛甲	六月四日 五日	横須賀市、高第一会場と同じ 座、鎌倉、三浦		

第三会場 六月七日 小田原 本町小学校 時刻 第一会場に 下	平塚市、小田原市 中、足柄上・	
--	--------------------	--

〔平塚市立第二青年学校「往復文書綴」昭和二十二年平塚市教育研究所蔵〕  
〔平塚市第二実務女学校〕

一八三 憲法普及夏季大学講座の件通知

中学号外

昭和二十二年七月八日

中地方事務所長

小、中、青校長殿

憲法普及夏季大学講座開設について

今回新憲法の精神を更に一段と県民の各層に透徹せしめ且日常生活に之を具現せしめる必要を痛感する処から今般文部省憲法普及会神奈川県及普及会本県支部の共同主催の下に小学校、青年学校、新制中学校の各社会科担任教職員を対象とする憲法普及夏季大学講座を別記要項の通り開設致すことに相成りました、就きましては御多用中誠に恐縮ですが貴校に於ける受講者決定の上実施要項の受講者名簿を御提出下され度

憲法普及夏季大学講座開設に就いて

一 趣 旨

新憲法の精神を更に一層県民の各層に透徹させる必要の有る事は申すまでもないところで有る仍て新日本の次代を創建する青少年学徒の直接指導の任に当る小学校、青年学校及新制中学校の社会科担任教職員に対し夏季休暇を活用して左記要項に依り新憲法に關し更に高次の透徹した識見を啓培せしめ併て社会教育第一線の指導陣の強化充實をはからうとするものである

二 実施要領

1 主 催 憲法普及会 文部省 神奈川県 憲法普及会神奈川支部

川支部

2 名 称 憲法普及夏季大学講座

3 開催期間 自七月二十六日 至七月二十八日 三日間

4 会 場 茅ヶ崎第一小学校講堂

5 受講者 小学校、青年学校、新制中学校、各校一名宛(社会科担当教職員)とする約七百名

但、成田町に開催の中央講習会に於ける受講者中の希望者は此の外に受講するも支障ない

6 日程及講師等

月 日	時刻	要 項	講 師
第一日 (土)	自午前八・三〇	午前近代政治思想比較	東京帝大教授
	七月二十六日至〃 〇三・三〇	憲法論 質疑	堀 豊彦
	午後新憲法概説(主権)	質疑	
第二日 (日)	自午前八・三〇	午前新憲法概説	東京帝大教授
	七月二十七日至〃 〇三・三〇	午後全 前 質疑	宮沢俊義
第三日 (月)	自午前八・三〇	午前新憲法特別問題 質疑	東京帝大教授
	七月二十八日至〃 〇三・三〇	(家族制度 教育経済) 質疑	川島武宜
	午後全 前 質疑	(婦人労働 農林問題)	

備考 都合に依り毎日講義終了後約一時間憲法音頭(舞踊)の指導を実施する予定

7 本講座履修者に対しては修了証書を授与する

8 本講座履修時数は「小学校、新制中学校及幼稚園教員認定講習会実施基準」に依る本県主催の認定講習会の一部(一般課程の三時間分 専門課程「中学校社会科」の三時間分 従つて中学校社会科の教員ならば六時間分に当る)として認められる

9 三市、七事務所に於ては最小の小、青、新制中学の各校より受講者名簿を七月廿日迄に当支部に提出されたい

尚関係私立学校に於ても前項に準じて名簿の提出を煩したい

奉職校——職名——氏名——生年月日

(平塚市立第二青年学校「往復文書綴」(昭和二十二年)平塚市教育研究所蔵)  
平塚市第二実務女学校

一八三 各種団体の集会運動等届出に関する徴

底の件通知

藤教発第一二五号

昭和二十一年四月三十日

藤沢市長金子小一郎

湘南中学校長殿

各種団体ノ集会多衆運動等届出ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ昭和二十一年四月二十日付藤庶収第四六六号藤沢警察署長通牒ニ依リ今般各種団体ノ集会多衆運動等ニ関シ聯合軍騎兵第一旅団司令部ピンクストン中尉ヨリ別紙ノ通り指令有之候ニ付イテ爾今各種団体ニシテ集会又ハ多衆運動等ヲ開<sup>(備)</sup>セントスル場合ハ二十四時間前ニ同司令部ニ到達シ得<sup>(ル)</sup>時間的余裕ヲ見越シ左記事項ヲ事務所在地<sup>(所)</sup>轄警察署ニ届出シムル様貴職ヨリ周知徹底方御<sup>(取)</sup>計ヒ相成度及移牒候

記

一 日時及場所

二 参加予定人員

(写) 訳 文

四月十五日午前十時

団体集会ニ就而

各種集会団体行動ニ就而ハ如何ナル行動ニ於テモ左記事項ヲ二十四時間前ニ第一騎兵旅団司令部宛通知ノコト

一 日時及場所

二 参加予定人員

騎兵第一旅団司令部

(湘南中学校「マ司令部指令綴」(昭和二十年)神奈川県立湘南高等学校蔵)

一八四 集会示威運動の届出の件通知

各家庭の皆様へ

集会並に多衆運動の届出について

進駐軍の指令に基く集会並多衆運動の届出につきましては皆様方の御協力に依り当相模原町に関する限り現在まで間違ひなく行われて参りましたが最近県下某所に於ては集会を無届にて行つた結果MPに逮捕され相当な処罰をされた事例もあり地方選挙切迫につれて各

地に集会等が数多く開かれるのではないかと思われますので今後共  
集会並に多衆運動の届出は所定時間(七十二時間)前に警察署に行ひ  
間達の起らぬ様致される事を切に望みます

集会多衆運動とわ

行列、行進、示威運動、集会、祭典記念行事等多数の人の集る  
ことを云ふので申添へます

昭和二十一年十一月二十五日

相模原町役場  
上溝警察署

(大野青年学校「往復文書綴」(昭和四十二年)相模原市立図書館蔵)

### 一五 軍国主義的政治団体 結社等禁止に関する件

通牒

二十一収地第一三一号

昭和二十一年三月一日

地方事務所長  
内務部長

湯本町長殿

政党協会其ノ他ノ団体ノ結成ノ禁止等ニ関スル件

昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム宣言」受諾ニ伴ヒ発スル

命令ニ関スル件ニ基ク政党、協会其ノ他ノ団体ノ結成禁止等ニ関シ  
本月二十三日勅令第一百一号ヲ以テ公布相成候処右ハ我國ニ於ケル政  
治団体ノ性質ヲ一般ニ周知セシメ且秘密的軍国主義的極端ナル国家  
主義的及反民主主義的結社並ニ団体ノ組織ヲ阻止スルト共ニ個人ノ  
此ノ種ノ行為ヲ禁圧セントスル趣意ニ外ナラザル趣今般内務次官依  
命通牒ノ次第モ有之付テハ右ニ伴ヒ解散セシムベキ団体ノ措置並ニ  
届出ヲ要スル団体ノ取扱等ニ付テハ本月二十三日内務省令第十号ニ  
依リ左記事項御留意ノ上之ガ実施上万遺憾ナキヲ期セラレ度此段依  
命及通牒候也

記

- 一 勅令第二条及第四条第一号(イ)ノ規定ニ依リ指定セラレタル団体  
ノ資産(帳簿書類及記録ヲ含ム)ハ勅令第三条ノ規定ニ依リ接收  
保管セラルベキヲ以テ当該団体ノ資産ニ付テハ別途指示アル迄当  
該資産所在地ヲ管轄スル地方長官ニ於テ善良ナル管理者ノ注意ヲ  
以テ保管スルモノナルニ付之ニ該当スルモノハ直ニ報告ノコト
- 二 接收資産ノ保管、管理及処分ニ付テハ必要ニ応ジ特別ノ機構又  
ハ係ヲ設クル等ノ措置ヲ講ズベキヲ以テ予メ御了知ノコト
- 三 接收資産ヲ食糧ノ生産其ノ他民生ニ必要ナル用途ニ使用セント  
スルトキハ事情ヲ具シ内務大臣ノ承諾ヲ受クル義ニ付予メ御了知

第1章 政治改革

ノコト

四 廃止スベキ団体解散シタルトキハ市町村長ハ速ニ其ノ解散ノ年月日其ノ接收シタル資産ノ保管責任者タルベキ者(住所共)及保管方式ニ付財産目録ヲ附シ知事宛報告スベキコト

五 勅令第一条ノ規定ニ該当スル団体又ハ個人若集團ニ対スル取締ニ遺憾ナキヲ期スルト共ニ勅令第四条ノ規定ニ該当スル政党、協会其ノ他ノ団体ハ勅令第一条第一項ノ団体ト看做シ其ノ結成ヲ禁止セラレタルヲ以テ常ニ管内ノ巡察ヲ怠ラズ取締上遺憾ナキヲ期スルコト

六 政党、協会其ノ他ノ団体ニシテ其ノ目的及行為ガ勅令第五条第一項各号ノ一ニ該当スルモノニアリテハ同条第二項ノ規定ニ依リ届出ヲ為スニ非ザレバ結成スルコトヲ得ザルヲ以テ右該当ノ団体等ニ付テハ其ノ主幹者ヲシテ別記様式ニ依リ届出ヲ為サシムルコト

七 市町村長ハ勅令第五条第二項ノ規定ニ依リ届出アリタル場合ハ其ノ記載ニ依リ勅令第一条第一項及第四条ノ規定ニ該当セザルヤ否ヤヲ確認シタル上之ヲ受理シ内務省令第十号第一条ノ規定ニ依リ届書ヲ写三通ヲ作成シ知事ニ提出スルコト

八 地方長官前項ノ届書写ヲ受理シタルトキハ其ノ内容ヲ審査シ勅

令第一条第一項及第四条ノ各号ニ該当スルヤ否ヤノ意見ヲ附シ内務大臣ニ進達スベキ義ニ付予メ御了知ノコト

九 市町村長及地方長官ハ勅令第五条第二項ノ届書縦覧ノ設備ヲ為スコト

一〇 本件施行ニ関シ取締ヲ除ク一般ノ事務ハ内務部ニ於テ之ヲ担当スベキニ付御了知ノコト

一一 廃止セラレルベキ団体ハ本月二十五日内務省告示第十九、二十号ヲ以テ指定セラレタルニ付御了知ノコト

一二 既存ノ政党、協会其ノ他ノ団体等ハ勅令公布後二十日以内ニ届出ヲ要スルヲ以テ之等ノ団体等ニ対シテハ個別ニ届出ニ関シ指示スルコト

一三 政党等ノ今次総選挙ニ当リ候補者ヲ推薦スル団体ニアリテハ届出ヲ為スニ非ザレバ推薦行為ヲ為スヲ得ザルヲ以テ此ノ際至急届出ヲ為サシムル様特段ノ取計ヲナシ過誤ナキヲ期スルコト

一四 届出書中ニ記載ヲ要スル「主ナル財政的援助者」ノ項中其ノ金額ハ総計千円以上ニ付キ記載セシムルコト

一五 聯合國総司令部ヨリ要請アリタルヲ以テ特ニ政党ニ対スル寄附者ニ付テハ前項ニ依リ調査ノ上至急報告ノコト

内務省告示第十九号

昭和二十一年勅令第百一号(昭和二十年勅令第五百四十二号「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク政党、協会其ノ他ノ団体ノ結成ノ禁止等ニ関スル件)第二条ノ規定ニ依リ左ノ団体ヲ指定ス

昭和二十一年二月二十五日

内務大臣 三土忠造

東亜聯盟(東亜聯盟同志会及東亜聯盟協会ヲ意味ス)

大東亜協会、勤皇護国会、大化会、玄洋社、大日本勤皇会、勤皇維新同盟、日本思想研究会、青年亜細亜同盟、東亜思想研究所、政教社、聖戦完勝会、全日本国民特攻隊総本部、皇国同志会、東亜協会、亜細亜大陸協会、興亜運動同志会、同仁会、振東塾、聖明塾

(以下略)

内務省告示第二十号

昭和二十一年勅令第百一号(一)第四条ノ規定ニ依リ左ノ団体ヲ指定ス

昭和二十一年二月二十五日

内務大臣 三土忠造

大日本一新会

(川崎、横浜)

大日本赤誠会(大日本青年党ヲ含ム)

(横浜、平塚、横須賀、浦賀、

中区、愛甲、川崎、磯子、

南区、中)

国際反共聯盟(仁愛会)

尊攘同志会

(中区)

東方同志会

(横浜)

やまとむすび

(横浜、川崎)

明倫会

(横浜、戸部)

大日本興亜同盟、大日本生産党、大東塾、鶴鳴荘、建国会、黒龍会、国際政経学会、国粋大衆党、国体擁護聯合会、瑞穂俱樂部、天行会、東方会、時局協議会、言論報国会、全日本青年俱樂部、大東亜青年同盟、国粋同盟、天関打開期成会、大日本皇通会、愛国社、皇民実践協議会、勤皇まことむすび、大日本勤皇同志会、御植塾、同策社、大日本経国聯盟、世界皇化会、アジア青年社

(以下略)

(湯本町役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場所蔵)

一六 軍国主義的政治団体 結社等の禁止に關

する調査の件通知

昭和二十一年六月廿九日

足柄下地方事務所長

殿

各種政治団体結社等の禁止に関する件

昭和廿一年勅令第百一号に基く標記の件に関する件、マ司令部に報告の必要があるので左記に依り至急に御調査の上御報告願ひたい

記

一 解散せる各種団体の昭和十二年七月七日以降解散当時迄の役員の地位にあつた人物の氏名住所及び地位を左記様式に依り迅速に提出されたい。本書類はマ司令部で公文書とされる。尚且完全な人名録をも提出されたい

解散団体の構成員調

一 役員

役職名	氏名	住所	摘要
			異動年月日等記入ノコト

二 構成員人名録

氏名	住所	氏名	住所

備考

一 解散団体とは勅令第百一号第五条の二、第七条第二項の規定にして大政翼賛会、翼賛政治会及び大日本政治会並にこれ等の団体の関係団体である即ち町村では大体大政翼賛会の町村支部、翼賛壮年団、大日本婦人会の分会等である

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

一七 足柄上郡仙石原村の軍国主義的政治団体

結社等解散状況報告

号外

昭和二十一年七月八日

仙石原村長石村喜作

足柄下地方事務所長殿

各種政治団体結社等の禁止に関する件

昭和二十一年勅令第百一号に基く解散団体の構成員調の件

別紙之通取調報告致します

解散団体左記の通

一 大政翼賛会仙石原村支部

一 仙石原村翼賛壮年団

- 一 仙石原村青少年団
- 一 大日本婦人会仙石原村支部
- 一 大政翼賛会仙石原村支部
- 一 役員 三十一名
- 一 構成員人名録
- 全村組織ノ方式ニ付人名省略
- 仙石原村翼賛壮年団
- 一 役員 三十五名
- 一 構成員人名録 四十三名
- 仙石原村青少年団
- 一 役員 二名
- 一 構成員人名録
- 仙石原村青年団 別紙之通
- 仙石原村女子青年団 全
- 仙石原村少年団 全
- 〔別紙〕
- 仙石原青年団
- 一 役員 十三名
- 一 構成員人名録 十九名
- 仙石原村女子青年団
- 一 役員 二十一名
- 一 構成員人名録 六十二名
- 仙石原村少年団
- 一 役員 三名
- 一 構成員人名録 合計二四九名
- 大日本婦人会仙石原村支部
- 一 役員 五十七名
- 一 構成員人名録 二六九名
- 〔別紙〕
- 神奈川県足柄下郡仙石原村国民学校少年団長(印)
- 一 役職員
- 団長 一名
- 副団長 一名
- 一 構成員
- 初等科第三学年 五二名
- 初等科第四学年 五七名
- 初等科第五学年 四四名

初等科第六学年 四三名 高等科第一学年 三四名  
高等科第二学年 一九名

(仙石原村役場「庶務書類」昭和二十一年)箱根町役場蔵)

〔註〕役員、構成員の氏名は省略し、総計のみを掲載した。

## 一八 政治団体の結成 変更届等の励行に關す

### る指導の件通牒

二三中総収第一一四〇号

昭和二十三年十二月九日

中地方事務所長

各町村長殿

結成変更届等の励行に關する指導について

政治団体の届出の励行について既に数次に亘つて指示した通りで之が励行に特別の御配慮を煩している処であるが団体主幹者或は事務担当者の法令に対する不慣、主旨の不徹底等から結成届変更届解散届及び財政的援助者に関する届出が適正に行われていない団体も尠くないようである。殊に去る四月結成発足した民主自由党に所属すべき旧日本自由党の支部にして解散結成等の届出をしないで政治活動を行つている団体も多数あるように認められ国会の解散総選挙の

施行も予想せらるゝ折柄このような無届団体の政治活動は厳に禁止せらるべきである。

従つて各關係において此の際重ねて届出団体の責任者及事務担当者に対して法令の趣旨及び届出の重要性を充分説明し之が励行方を懇切に指導せられたい。

右については今般法務庁民事局長からも通牒があつたから特に御留意願いたい、尚御不明の点は当所へ問合せられたく念の爲。

法務庁  
民事局民事甲第三五六七号

昭和二十三年十一月十二日

法務庁民事局長

都道府県知事御中

結成変更届等の励行に關する指導について

政治団体の届出の励行について既に数次に亘つて指示通牒しているので各都道府県におかれても従来各種の手段を講じて之が励行に配慮せられていることと思ふが団体主幹者或は事務担当者の法令に対する不如、無関心届出事務の煩瑣又は関係官公庁の指導の不徹底等から結成届、変更届、解散届及び財政的援助者に関する届出が適正に行われていない団体も尠くないようである。

## 第1章 政治改革

殊に去る四月結成発足した民主自由党に所属すべき旧日本自由党の支部にして解散、結成若しくは名称変更等の届出をしないで政治活動を行っている団体も多数あるように認められ国会の解散総選挙の施行も予想せらるゝ折柄このような無届団体の政治活動は厳に禁止せらるべきである。

以上の点に鑑み最近本庁においては五大政党の各届出責任者を招致して届出の励行につき勧告し各支部に対してもその旨を徹底する措置をとるやう依頼した次第である。

従つて各関係係において此の際重ねて届出団体の責任者及び事務担当者に対して法令の趣旨及び届出の重要性を充分に説明し之が励行方を懇切に指導せられたい。

なほ本庁においては最近の政治情勢に備えて五大政党及び日本自由党支部の実体を把握したいので左記により報告相成りたい。

一 五大政党(民自、社会、民主、国協、共産党)

支部数 名称 主幹者 構成員数 結成年 月 日

二 日本自由党(世耕弘一氏首班)

支部数 名称 主幹者 構成員数 結成年 月 日

三 報告日時

昭和二十三年十月三十一日現在によること

(成瀬村役場「庶務書類」(昭和二十三年)伊勢原市役所蔵)

一八 川崎市集会 集団行進および集団示威運動

に関する条例の設定理由と条例(一一二)

(一)

(設定理由)

本市においては集会、集団行進および集団示威運動は従来これを直接対象として取扱うべき法令がなかつたため、専ら関係方面の指令にもとづき取扱を実施し来たのであるが、最近各地において無統制な集会、集団示威運動などのため公共の安寧を害する例多くこれが適正なる取締りは現下内外の情勢に鑑み、治安の確保上喫緊の要務とされているところであるがこのたび関係方面よりの要請もあり本条例の制定に因り集会、集団行進および集団示威運動等によつて起り得べき公共の危害を防止し安寧を保持することを目的として本条例の制定方を提案するものであります。

(二)

集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例

第一条 道路、その他公共の場所で開催若しくは集団行進を行おうとするとき、又は場所のいかんを問わず集団示威運動を行おう

## 第1章 政治改革

### 第三条 公安委員会は、前条の規定による申請があつたときは、集

- 七 集会、集団行進又は集団示威運動の目的及び名称
- 六 参加予定人員
- 五 参加予定団体名及びその代表者の住所、氏名

- 四 集会、集団行進又は集団示威運動の進路、場所及びその略図
- 三 集会、集団行進又は集団示威運動の日時
- 二 前号の主催者が川崎市以外に居住するときは、川崎市内の連絡責任者の住所、氏名
- 一 主催者の住所、氏名

うとするときは公安委員会の許可を受けなければならない。但し、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- 一 学生、生徒その他の遠足、修学旅行、体育、競技
- 二 通常の冠婚葬祭等の慣例による行事

第二条 前条の規定による許可の申請は、主催者である個人又は団体の代表者（以下主催者という）から集会、集団行進又は集団示威運動を行う日時の七十二時間前までに次の事項を記載した許可申請書三通を開催地を管轄する警察署を経由して提出しなければならない。

- 一 公官庁の事務の妨害防止に関する事項
  - 二 じゆう器、きよう器その他の危険物携帯の制限等危害防止に関する事項
  - 三 交通秩序維持に関する事項
  - 四 集会、集団行進又は集団示威運動の秩序保持に関する事項
  - 五 夜間の静ひつ保持に関する事項
  - 六 公共の秩序又は公衆の衛生を保持するためやむを得ない場合の進路、場所又は日時の変更にに関する事項
- 2 公安委員会は、前項の許可をしたときは、申請書の一通にその旨を記入し、特別の事由のない限り集会、集団行進又は集団示威運動を行う日時の二十四時間前までに、主催者又は連絡責任者に交付しなければならない。
- 3 公安委員会は、前二項の規定にかかわらず、公共の安寧を保持するために緊急の必要があると明らかに認められるに至つ
- 会、集団行進又は集団示威運動の実施が公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合はこれを許可しなければならない。
- 但し次の各号に関し必要な条件をつけることができる。